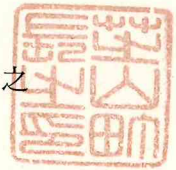


芝山町告示第47号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、芝山都市計画土地地区画整理事業を決定したので、同法第21条第2項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年5月30日

芝山町長 麻生 孝之



1 都市計画の種類及び名称

芝山都市計画土地地区画整理事業（小池地区土地地区画整理事業）

2 都市計画を定める土地の区域

芝山町小池字富貴山及び字江ノ作の全部の区域並びに字宮郷台、字地藏、字麻生、字庚申前、字富士見、字大日及び字駒形、新井田字上人塚の各一部の区域

3 都市計画の縦覧場所

芝山町役場 企画空港政策課 都市計画係